避難情報の発令判断・伝達マニュアル

令和６年４月

礼 文 町

■ 目　　次 ■

【 共通編 】

１　マニュアルの目的 1
２　マニュアルの対象とする災害 1
３　避難情報の種類 1
４　避難行動（安全確保行動）の考え方 2
５　避難情報発令の基本的考え方 6
６　避難情報の解除等の基本的考え方 7
７　避難情報の発令単位 8
８　指定緊急避難場所の開設 12
９　避難情報の判断に関する関係機関の助言 13
10　避難情報の伝達方法 14
11　要配慮者等の避難 15

【 洪水編 】

１　避難情報の発令対象とする洪水等 16
２　避難情報の発令対象区域 16
３　避難情報の発令を判断するための情報 17
４　避難情報の発令・解除基準 18
５　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動 19
６　避難情報の伝達文 20

【 土砂災害編 】

１　避難情報の発令対象とする土砂災害 22
２　避難情報の発令対象区域 23
３　具体的な区域設定の考え方 23
４　避難情報の発令を判断するための情報 24
５　避難情報の発令・解除基準 27
６　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動 30
７　避難情報の伝達文 31

【 高潮災害編 】

１　避難情報の発令対象とする高潮災害 33
２　避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域 33
３　避難情報の発令を判断するための情報 34
４　避難情報の発令・解除基準 35
５　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動 36
６　避難情報の伝達文 37

【 津波災害編 】

１　避難指示の発令対象とする津波災害 39
２　避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域 39
３　避難指示の発令対象となる人 40
４　避難指示の発令を判断するための情報 40
５　避難指示の発令・解除基準 41
６　避難指示により立退き避難が必要な居住者等に求める行動 42
７　避難情報の伝達文 43

【 参考資料 】

１　土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧 44

【 共通編 】

1　マニュアルの目的

町は、町域内で災害が発生するおそれがある場合、あるいは、発生した場合において、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように、平時から防災知識の普及を図るとともに、災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を使い分けて発令し、災害時には居住者・施設管理者等が判断できる情報を提供する責務を有する。

本マニュアルは、災害から居住者等の生命等を守るために必要な避難情報の発令判断基準、伝達方法等をあらかじめ定め、避難を要する災害が発生した場合に適切な避難情報の発令を行うことで、迅速かつ円滑な避難行動を実現し、災害による人的被害の軽減に資することを目的とする。

なお、本マニュアルは現時点での知見に基づき取りまとめたものであることから、今後の災害に関する情報体制の整備状況や避難行動等の検証によって適時見直すものとする。

2　マニュアルの対象とする災害

本マニュアルは、自然災害のうち「洪水等（河川氾濫及び内水氾濫〔浸水深が局所的に深くなり命を脅かすおそれのある場合、又は地下空間が浸水する場合に限る。〕）」「土砂災害」「高潮災害」及び「津波災害」の４種類とする。

3　避難情報の種類

避難情報の種類及び用語の意味は次のとおりである。

種別	用語の意味（根拠条項）
高齢者等避難	○市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。（災害対策基本法第 56 条第 2 項）

避難指示	市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第 60 条第 1 項）
緊急安全確保	市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。（災害対策基本法第 60 条第 3 項）

4　避難行動（安全確保行動）の考え方

（1）避難行動

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」であり、避難情報の対象とする避難行動については、次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

【立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保】	
○ 立退き避難	ハザードマップ等に掲載されている土砂災害警戒区域、津波浸水想定等や、その区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（河川沿い、局所的な低地等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象となる災害に対し安全な場所に移動すること。 【行動例】 ①指定緊急避難場所 ②安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先
○ 屋内安全確保	災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深等）が明らかになっていること等から、災害リスクのある区域等に存ずる自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階段に留まること（退避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等

	にあり、浸水のおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。 ①自宅・施設等が高い河川・堤防に面していないこと ②自宅・施設等に浸水しない居室があること ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障(水、食糧、薬等、電気、ガス、水道等)を許容できること 【行動例】 ①自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある） ②自宅・施設等の浸水しな上層階に留まる（退避）
○ 緊急安全確保	「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで退避をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を確保するため、その時点でいる場所より相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 【行動例】 ①洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高い堅牢な建物等に緊急的に移動する。 ②土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で退避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

【参考：指定緊急避難場所と指定避難所】

○ 指定緊急避難場所：　切迫した災害の危険から身の安全を確保するために退避する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

○ 指定避難所：　災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

（２）避難情報と避難行動

避難情報では指定緊急避難場所などへの立退き避難を指示し、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、あわせて屋内安全確保も指示する。

居住者・施設管理者等においては、命を守るという観点から、町ホームページによる防災情報、ハザードマップ等を基に、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動をとるに当たっては、次に掲げる事項をできる限り事前に明確にしておくよう努めるものとする。

① 災害種別ごとに、どの場所にどのような脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと。
② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと。
③ どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと。

（３）避難情報により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかり認識するとともに、自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害にあわないという思い込み（正常化バイアス）に陥ることなく、居住者・施設管理者等が自らの判断で主体的な避難行動をとることが原則である。

なお、避難情報により立退き避難が必要な居住者等に求める行動は以下のとおりである。

区　分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	**災害への心構えを高める** ○　防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める
【警戒レベル２】 大雨・洪水･高潮注意報 （気象庁が発表）	**自らの避難行動を確認** ○　ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル３】 高齢者等避難	**危険な場所から高齢者等は避難** ○　高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ○　高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	**危険な場所から全員避難** ○　危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	**命の危険　直ちに安全確保** ○　指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限られない。

（注）　突発的な災害の場合、町長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

５　避難情報発令の基本的考え方

（１）避難情報発令の判断基準の設定

町は、対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して、必要と認める居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難情報を発令する。この際、屋外が危険な場合には屋内安全確保が望ましい等、とるべき避難行動を発令時にあわせて伝達する。

ただし、避難情報は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象区域の個々の居住者等が、どのような避難行動が必要かあらかじめ理解し、避難先や避難経路等を確認するように訓練等を通じて徹底する必要がある。

避難情報の発令基準の設定に当たっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。

（２）避難情報発令の徹底

避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれず、判断基準に基づき避難情報を発令する。

また、高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令する等、臨機応変に対応するものとする。

（３）町長不在等の場合における避難情報の発令に関する委任順位

災害対策基本法において、市町村長は、居住者等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が発生するおそれがある場合等、特に必要と認める地域の居住者等に対して、避難情報を発令する権限が付与されている。

避難情報の発令に係る職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で町長の職務を代理する。

順　位	避難情報の発令委任者
第１順位	副町長
第２順位	教育長
第３順位	総務課長

６　避難情報の解除等の基本的考え方

町は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、ＩＰ告知放送、ホームページ、登録制メール等ＳＮＳ、電話、広報車等により、速やかにその旨を周知する。また、災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなった場合には、いずれの避難情報を発令していたとしても、段階的に避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを基本とする。解除する場合には、居住者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達する。なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域など）においては、警戒レベル５緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル４避難指示を発令する。

（１）河川

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水が下がった場合を基本として解除するものとする。

（２）土砂災害

土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めるなど、慎重に解除の判断を行う。

（３）高潮

当該地域の高潮警報(警戒レベル４相当情報[高潮])が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

（４）津波

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報､津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

7　避難情報の発令単位

避難情報の発令単位は、避難行動における共助体制が構築されるよう、自主防災組織（自治会）等の社会的状況等を考慮し定めるものとする。ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報の発令区域を適切に判断する。

なお、居住者等は、避難情報が発令され、避難する際には、各地区において指定された、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先とする。

（１）各地区住民の指定緊急避難場所と指定避難所（洪水・土砂災害・高潮）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">避難対象地区</th><th colspan="3">指定緊急避難場所
〔所在地〕</th><th rowspan="2">指定避難所
〔所在地〕</th></tr>
<tr><th>洪　水</th><th>土砂災害</th><th>高　潮</th></tr>
<tr><td rowspan="14">香深地区</td><td>元　地</td><td colspan="3">元地自治会館
〔香深村字元地〕
元地地区防災避難所
〔香深村字元地〕</td><td>元地地区防災避難所
〔香深村字元地〕</td></tr>
<tr><td>知　床</td><td colspan="3">知床地区防災避難所　〔香深村字知床〕</td><td rowspan="2">知床地区防災避難所
【香深村字知床】</td></tr>
<tr><td>奮　部</td><td colspan="2">知床地区防災避難所
〔香深村字知床〕</td><td>奮部自治会館
〔香深村字奮部〕</td></tr>
<tr><td>差　閉</td><td colspan="2">町民活動総合センター（ピスカ２１）
〔香深村字尺忍〕</td><td>差閉ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
〔香深村字差閉〕</td><td rowspan="2">町民活動総合ｾﾝﾀｰ
（ピスカ２１）
〔香深村字尺忍〕
【福祉避難所】</td></tr>
<tr><td>尺　忍</td><td colspan="3">町民活動総合センター（ピスカ２１）
〔香深村字尺忍〕</td></tr>
<tr><td>入　舟</td><td colspan="3">入舟自治会館　〔香深村字入舟〕</td><td rowspan="2">町民活動総合ｾﾝﾀｰ
（ピスカ２１）
〔香深村字尺忍〕
または
礼文小学校
〔香深村字会所前〕</td></tr>
<tr><td>会所前</td><td colspan="3">会所前自治会館　〔香深村字会所前〕</td></tr>
<tr><td>津軽町</td><td colspan="3">津軽町コミュニティ会館　〔香深村字香深井津軽町〕</td><td>礼文小学校
〔香深村字会所前〕</td></tr>
<tr><td>手　然</td><td colspan="3" rowspan="3">総合体育館（潮騒ドーム）　〔香深村字香深井〕</td><td rowspan="3">総合体育館
(潮騒ドーム)
〔香深村字香深井〕</td></tr>
<tr><td>香深井
第１</td></tr>
<tr><td>香深井
第２</td></tr>
<tr><td>起登臼</td><td colspan="3">起登臼自治会館　〔香深村字起登臼〕</td><td rowspan="2">礼文高校
〔香深村字赤岩〕</td></tr>
<tr><td>内　路</td><td colspan="3">内路自治会館　〔香深村字内路〕</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">避難対象地区</th><th colspan="3">指定緊急避難場所
〔所在地〕</th><th rowspan="2">指定避難所
〔所在地〕</th></tr>
<tr><th>洪　水</th><th>土砂災害</th><th>高潮</th></tr>
<tr><td rowspan="15">船　泊
地　区</td><td>赤岩第１</td><td colspan="3" rowspan="2">赤岩自治会館　〔船泊村字赤岩〕</td><td rowspan="2">礼文高校
〔船泊村字赤岩〕</td></tr>
<tr><td>赤岩第２</td></tr>
<tr><td>上　泊</td><td colspan="3">上泊地区防災避難所　〔船泊村字上泊〕</td><td rowspan="2">上泊地区防災避難所
〔船泊村字上泊〕</td></tr>
<tr><td>高　山</td><td colspan="3">高山コミュニティ会館　〔船泊村字高山〕</td></tr>
<tr><td>幌泊第１</td><td colspan="3" rowspan="2">幌泊自治会館　〔船泊村字幌泊〕</td><td rowspan="7">スポーツ文化交流センター
(輝交流館)
〔船泊村字大備〕

【福祉避難所】</td></tr>
<tr><td>幌泊第２</td></tr>
<tr><td>五番地</td><td colspan="3">五番地自治会館　〔船泊村字五番地〕</td></tr>
<tr><td>大備第１</td><td colspan="3" rowspan="4">スポーツ文化交流センター（輝交流館）
〔船泊村字大備〕</td></tr>
<tr><td>大備中央</td></tr>
<tr><td>大備第３</td></tr>
<tr><td>大備湖畔</td></tr>
<tr><td>浜　中</td><td colspan="3">浜中自治会館　〔船泊村字浜中〕</td><td>旧神崎小学校
〔船泊村字浜中〕</td></tr>
<tr><td>江戸屋</td><td colspan="2">江戸屋コミュニティ会館
〔船泊村字江戸屋〕</td><td>須古頓地区防災避難所
〔船泊村字須古頓〕</td><td rowspan="2">須古頓地区防災避難所
〔船泊村字須古頓〕</td></tr>
<tr><td>須古頓
(白浜)</td><td colspan="3">須古頓地区防災避難所　〔船泊村字須古頓〕</td></tr>
<tr><td>鉄　府</td><td colspan="3">鉄府自治会館　〔船泊村字鉄府〕</td><td rowspan="2">船泊西地区防災拠点センター
〔船泊村字西大沢〕</td></tr>
<tr><td>西上泊</td><td colspan="3">西上泊自治会館　〔船泊村字西上泊〕</td></tr>
</table>

（２）各地区住民の指定緊急避難場所と指定避難所（津波）

避難対象地区		指定緊急避難場所	指定避難所
香深地区	元　地	元地地区防災避難所 小田桐商店裏山	元地地区防災避難所
	知　床	知床地区防災地区避難所	知床地区防災避難所
	奮　部	ちびっこ広場裏山 北のカナリアパーク	
	差　閉	北のカナリアパーク 久保商店冷凍工場前山	
	尺　忍	見晴台ニュータウン 宗谷バス(株)礼文営業所裏山	礼文小学校
	入　舟	礼文小学校・香深中学校ｼｪﾙﾀｰ 避難路	
	会所前		
	津軽町	藤建設(株)礼文支店北側裏山 吉祥寺 竹岡川北側裏山 ユース前バス停留所南側裏山 創価学会礼文会館北側裏山	
	手　然	手然バス停留所南側裏山	総合体育館（潮騒ドーム） 香深井小学校 ふれあいコミュニティセンター ふるさと応援体験道場
	香深井第１	自然体験公園パークゴルフ場 香深井小学校シェルター避難路 香深アクアプラント 緑ヶ丘公園アスレチック	
	香深井第２	総合体育館（潮騒ドーム）裏山	
	起登臼	起登臼地区シェルター避難路	礼文高校
	内　路	内路稲荷神社南側裏山 礼文岳登山道	

避難対象地区		指定緊急避難場所	指定避難所
船泊地区	赤岩第１	赤岩浄水場	礼文高校
	赤岩第２	埋立処分地施設山 赤岩神社	
	上　泊	上泊地区シェルター避難路 上泊灯台グラウンド	上泊地区防災避難所
	高　山	上泊灯台グラウンド 礼文空港	
	幌泊第１	礼文空港	スポーツ文化交流センター（輝交流館） 船泊中学校
	幌泊第２		
	五番地	礼文空港 テレビ中継所山	
	大備第１	礼文神社 礼文町高山植物園	
	大備中央	船泊駐在所裏山 礼文町高山植物園	スポーツ文化交流センター（輝交流館）
	大備第３	忠魂碑 船泊小中学校シェルター避難路 礼文町高山植物園	スポーツ文化交流センター（輝交流館） 船泊小・中学校
	大備湖畔	久種湖畔展望台 船泊小中学校シェルター避難路 礼文町高山植物園	船泊小学校 スポーツ文化交流センター（輝交流館）
	浜　中	旧神崎小学校裏山 浜中自治会館西側裏山 浜中神社山	旧神崎小学校
	江戸屋	江戸屋山道	須古頓地区防災避難所
	白　浜	須古頓漁港裏山	
	須古頓	須古頓地区防災避難所	
	鉄　府	鉄府漁港裏山	船泊西地区防災拠点センター
	西上泊	西上泊神社	

８　指定緊急避難場所の開設

避難指示の発令時点において指定緊急避難場所の開設が完了していない事態をできるだけ避けるため、高齢者等避難の発令段階で、必要となる指定緊急避難場所を順次開設し始め、避難指示発令までに開設し終えるよう努める。

また、開設している指定緊急避難場所がどこかが具体的に分かる情報を、自主防災組織や居住者等に速やかに伝えるものとする。

なお、「避難情報の発令」により自治会館、公共施設、学校等（以下、「自治会館等」という。）を「指定緊急避難場所」とした場合で、役場職員の避難場所への配置体制等ができない場合は、避難対象となる自治会長、施設管理人、学校関係者等（以下、「自治会長等」という。）と連携し、次の措置をとるものとする。

行政が行うこと	① 自治会長等へ、避難場所開設のための連絡・調整し、自治会館等を「指定緊急避難場所」として指定する。 ・自治会長等へ電話かＩＰ告知端末で連絡する。 ・住民周知は別途ＩＰ告知端末で周知する。 ② 自治会長へ、避難行動要支援者（避難援助が必要な人）の避難誘導を要請する。 ・「避難行動要支援者名簿」を定期的に作成し、避難時において自治会長へ情報提供する。また、役場から電話連絡等により本人へ避難を促す。） ③ 避難物資（毛布、非常食等最低限のもの）は、避難場所となる自治会館などへ平時から配備する。 ④ 町職員の出動が可能となった場合は、多くの避難者がいる避難場所に配置する。 ※避難が一定期間にわたることが想定される場合は、「指定避難所」として新たに別の公共施設等を開設し、住民の安全避難を確保する。（指定緊急避難場所を指定避難所と兼ねる場合を除く。）
自治会等に依頼すること	① 避難場所（自治会館等）の開設をお願いする。 ・役場から自治会長等へ、電話かＩＰ告知端末で連絡する。 ② 【自治会長のみ】 避難行動要支援者(避難援助が必要な人)避難誘導を依頼する。 ・役場から「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難場所までの立退き避難の誘導を依頼する。（ただし、誘導が困難な状況にある場合や立退き避難によってかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内安全確保のための助言を依頼する。）

（注）　たとえ指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、避難情報が発令されると、行政による伝達に加え、マスメディアやインターネット・アプリ等からも、居住者・施設管理者等に避難行動を呼びかける注意喚起がなされることにより、「立退き避難」や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動がとられ、少しでも危険性の低い場所に身を置くことが期待されるため、災害が切迫した状態であれば、避難情報を発令するものとする。

９　避難情報の判断に関する関係機関の助言

気象、河川、土壌、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なるため、避難情報発令の判断基準の設定及び避難情報の発令の際は、これらの機関の協力を積極的に求める。

機関名 【連絡先】	助言を求めることができる事項
稚内地方気象台 【電話番号 0162-23-2678】 （FAX 0162-22-5939）	○気象、地象、水象に関すること。
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 用地管理室　維持管理課 【電話番号 0162-33-2550】 （FAX 0162-33-8207）	○道管理河川施設に関すること。 ○保有するリアルタイムの情報に関すること。
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業室　治水課 【電話番号 0162-33-2556】 （FAX 0162-33-8207）	○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関すること。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ○保有するリアルタイムの情報に関すること。
宗谷総合振興局 地域創生部 危機対策室 【電話番号 0162-33-2526】 （FAX 0162-33-2644）	○災害情報及び被害情報に関すること。 ○避難対策に関すること。

10　避難情報の伝達方法

避難情報の伝達に係る担当部署及び伝達手段・伝達先は次のとおりとし、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行う。

<table>
<tr><th></th><th>担当部署</th><th colspan="2">伝達手段</th><th>伝達先</th></tr>
<tr><td rowspan="17">礼文町役場</td><td rowspan="12">総務課</td><td rowspan="3">○北海道防災情報システムへの入力（災害情報共有システム（Ｌアラート）経由でマスメディアへ情報提供）</td><td>ＴＶ放送</td><td>視聴者</td></tr>
<tr><td>ラジオ放送</td><td>聴取者</td></tr>
<tr><td>緊急速報メール（エリアメール）</td><td>町内に滞在する携帯電話保持者</td></tr>
<tr><td colspan="2">○ＩＰ告知放送
（ＩＰ告知端末・屋外スピーカー）</td><td>住民等</td></tr>
<tr><td colspan="2">○IP 告知端末ｱﾌﾟﾘ(知らせますｹﾝ 2)</td><td>事前登録者</td></tr>
<tr><td colspan="2">○礼文町防災メール（すぐメール）</td><td>事前登録者</td></tr>
<tr><td colspan="2">○ＬＩＮＥ（礼文町防災 LINE）</td><td>事前登録者</td></tr>
<tr><td colspan="2">○町ホームページ</td><td>ＰＣユーザー等</td></tr>
<tr><td colspan="2">○Twitter、Facebook</td><td>ＰＣユーザー等</td></tr>
<tr><td colspan="2">○広報車</td><td>住民等（巡回ルート）</td></tr>
<tr><td colspan="2">○電話又はＦＡＸ</td><td>避難施設（避難場所・避難所）管理者</td></tr>
<tr><td colspan="2">○電話又はＦＡＸ</td><td rowspan="2">宗谷総合振興局
地域政策課　0162-33-2526
稚内地方気象台　0162-23-2679
稚内警察署警備課　0162-24-0110
稚内海上保安部
警備救難課　0162-22-0118
稚内警察署香深駐在所　0163-86-1110
利尻礼文消防事務組合
消防署礼文支署　0163-86-1119</td></tr>
<tr><td colspan="2">○北海道総合行政情報ネットワーク</td></tr>
<tr><td colspan="2">○電話又はＦＡＸ</td><td>自治会</td></tr>
<tr><td>建設課</td><td colspan="2">○電話又はＦＡＸ</td><td>宗谷総合振興局稚内建設管理部
礼文出張所　0163-87-2316</td></tr>
<tr><td>町民課</td><td colspan="2">○電話又はＦＡＸ</td><td>要配慮者利用施設※</td></tr>
<tr><td>保健課</td><td colspan="2">○電話又はＦＡＸ</td><td>避難支援等関係者</td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td colspan="2">○電話又はＦＡＸ</td><td>学校等文教施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利尻礼文消防事務組合
消防署礼文支署</td><td colspan="2">○消防車</td><td>住民等（巡回ルート）</td></tr>
<tr><td colspan="2">○電話又は電子メール</td><td>消防団</td></tr>
</table>

※　要配慮者利用施設に対して、高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。
　その際、町民課と連携する。

11　要配慮者等の避難

町は、要配慮者（警戒レベル３での避難が基本的には求められる避難に時間を要する又は独力では避難できない高齢者等に加え、外国人を含む。）が円滑に避難を行うことができるよう配慮するものとし、特に、要配慮者利用施設等における避難については、施設管理者等に対し、避難計画を作成するに当たり、自然災害からの避難も対象となっていることを認識させ、必ずそれを盛り込んだ計画としなければいけないことを平時から周知する。

（１）要配慮者利用施設等における避難計画の実効性の確保

町は、定期的な指導監査において、避難計画等への土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の連絡先の確保状況等について確認する。確認に当たっては、普段から施設との関わりがあり、避難情報の伝達を担う町民課と避難情報の発令を担う総務課、土砂災害等に関わる建設課が連携して実施する。

（２）在宅の要配慮者の避難の実効性の確保

在宅の避難行動要支援者については、避難行動支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者名簿を活用する。

また、支援に当たっては、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）の作成に努め、誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地域全体で実現性のある支援体制を構築する。

なお、個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得るとともに、地域における災害被害の想定や本人の心身の状況等を踏まえ、優先度の高い者から作成する。

（３）要配慮者利用施設等や要配慮者への情報伝達

ア　要配慮者利用施設等への情報の伝達

町は、要配慮者利用施設等へ情報が確実に伝達されるよう、避難確保計画により、情報の仕組みと情報伝達体制を定めておくものとする。具体的には、避難情報の伝達であれば、実際に避難情報の発令を担う総務課の情報を、土砂災害警戒情報等であれば、それを受け取る総務課や建設課の情報を基に、施設との関係が深い町民課の伝達体制を構築する。

イ　要配慮者への情報伝達

町は、在宅の要配慮者へ情報を伝達するため、それぞれの特性を考慮し、自治会、民生委員・児童委員、消防団等と連携した個別支援者等による直接伝達及びＩＰ告知端末を活用する等、確実に情報周知できる体制と環境の整備に努める。

【 洪水編 】

1　避難情報の発令対象とする洪水等

■　対象（立退き避難が必要な災害の事象）

① 河川が氾濫した場合に、氾濫域が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合

② 浸水深が深く、居間が浸水するおそれがある場合や地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれが場合

2　避難情報の発令対象区域

本町を流れる河川は、流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する場合が多い。

また、道の管理する２級河川である大沢川は危機管理型水位計が設置されており、洪水氾濫危険区域図を参考とするが、町内の河川には、水位観測所が設置されておらず、町内のどの河川が決壊するか予測することが困難であるため、避難情報の発令対象区域は、雨量や河川の状況、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて、地形や過去の浸水実績等による災害リスクをその都度総合的に判断して設定する。

３　避難情報の発令を判断するための情報

項　目	提供元	説　明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれがある場合には発表を継続する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ https://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/
大雨警報	気象庁	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合は継続する。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。	
大雨特別警報	気象庁	雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。	
洪水注意報	気象庁	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ ≪気象庁ホームページ≫
洪水警報	気象庁	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ ≪気象庁ホームページ≫
流域雨量指数の６時間先までの予測値	気象庁	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	≪気象庁ホームページ≫
浸水キキクル（大雨警報(浸水害)の危険度分布	気象庁	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。	≪気象庁ホームページ≫

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	気象庁	定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	≪気象庁ホームページ≫
今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。（発表間隔10分毎：実況及び6時間先まで、1時間毎：7～15時間先）	≪気象庁ホームページ≫
府県気象情報	気象庁	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に、稚内地方気象台から発表される。	≪気象庁ホームページ≫

４　避難情報の発令・解除基準

洪水に対する避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令する。

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象地区 （浸水想定区域図を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	①　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒(赤)」（警戒レベル３相当情報［洪水］）が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ②　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	その時の雨量、河川等の状況により、その都度総合的に判断して設定する。
【警戒レベル４】 避難指示	①　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報［洪水］）が出現した場合(流域雨量指数の実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ②　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想（夕刻時点で発令） ④　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から未明であっても、発令基準例１～３に該当する場合は躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。 ⑤　消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害の切迫） ①　大沢川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報［洪水］）が出現した場合（流域雨量指数の実況が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ②　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③　大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の対象区域は適切に絞り込む） （災害の発生を確認） ④　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団、住民等からの報告により把握できた場合）	
解　除	該当する河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に下がった場合を基本とし、解除する。	

※　避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報を再発令しない。状況変化は追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべ気行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

５　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害対策基本法第５６条第２項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等はこのタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害対策基本法第６０条第３項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、準備に照らし緊急を要すると認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	**命の危険、直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険な場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

６　避難情報の伝達文

(1)【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送!（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！）
■こちらは、礼文町役場です。
■○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。
■○○地区の浸水のおそれがある区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
■自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
■特に急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
■状況に応じ、①暗くならないうちに②風が強くならないうちに③雨が強くならないうちに

(2)【警戒レベル４】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！）
■こちらは、礼文町役場です。
■○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。
■○○地区の浸水のおそれがある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
■自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※
■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

(3)【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文の例

（河川氾濫が切迫している状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル５、警戒レベル５！）
■こちらは、礼文町役場です。
■○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
■避難場所等への立退き避難が危険な場所が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
■こちらは、礼文町役場です。
■○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生しているため、河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。（注）
■避難場所等への立退き避難が危険な場所が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※　この呼びかけ行うにあたっては、次の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。
①自宅・施設等に浸水しない居室があること
②自宅・施設等が一定期浸水することにより生じる可能性が支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること

（注）災害切迫時に警戒レベル５緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。
　他方、災害切迫時に既に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4) 緊急速報メール文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

礼文町：警戒レベル４避難指示
●●／●●　　●●：●●
地区：○○地区
避難場所：●●小学校、●●会館
理由：●●川氾濫のおそれ
備考：●●地域の○○地区にお住いの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
　詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

【 土砂災害編 】

1　避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

	種類	事象等
対象	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対象外	地すべり※	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、町として避難情報を発令
	河道閉塞に伴う土砂災害	がけ崩れ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

※　土砂災害の危険度を示す「土砂災害警戒情報」は、「がけ崩れ」「土石流」を対象としており、「地すべり」に伴う立退き指示については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」に基づき発令するため、本マニュアルでは対象外とする。

2　避難情報の発令対象区域

土砂災害で避難情報の対象地域となる区域は、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険個所等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災危険箇所及びその他の場所）を発令対象とする。

① 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」（道が指定）

【土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン)】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

【参考】　土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

② 土砂災害危険箇所（道が指定）

ア　急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ５ｍ以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

イ　土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が３度以上あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

③ その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

3　具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）における危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく)。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令する。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

４　避難情報の発令を判断するための情報

（１）気象予警報等

項目	提供元	説　明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫
大雨警報		大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害)、大雨警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。	
大雨特別警報		大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害)、大雨特別警報（浸水害)、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。	
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	気象庁	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難	≪気象庁ホームページ≫

		が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・　「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	
土砂災害危険度情報	北海道	1km 及び 5km メッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	≪北海道土砂災害警戒情報システム≫
土砂災害の危険度分布	気象庁及び北海道	気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨情報）の危険度分布」」と北海道が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報	≪気象庁ホームページ≫ ≪北海道土砂災害警戒情報システム≫
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	≪北海道土砂災害警戒情報システム≫ ≪北海道防災情報ｼｽﾃﾑ≫ ≪北海道防災ポータル≫ ≪気象庁ホームページ≫

（２）土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

○北海道土砂災害警戒情報システム（https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/）

項目	説　明
土砂災害警戒情報発表状況	現在の発表状況と過去の発表履歴を表示
土砂災害危険度情報	土砂災害の危険度を１km 及び 5km メッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。 【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分 黒（災害切迫）－実況で大雨特別警報（土砂災害） 【警戒レベル５相当情報［土砂災害］】基準超過 紫（危険）－実況又は２時間までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】基準超過 赤（警戒）－実況又は２時間までの予想で大雨警報（土砂災害） 【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】基準超過 黄（注意）－実況又は２時間後までの予想で大雨注意報 【警戒レベル２相当情報［土砂災害］】基準超過
降　雨　情　報	降雨状況を１kmメッシュで表示
土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果を表示

○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）

気象庁ホームページ（https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/）

２時間先までの土砂災害の危険度を 1km メッシュで表示したもの。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

黒（災害切迫）－実況で大雨特別警報（土砂災害）
【警戒レベル５相当情報［土砂災害］】基準超過

紫（危険）－実況又は２時間後までの予想で土砂災害警戒情報
【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】基準超過

赤（警戒）－実況又は２時間後までの予想で大雨警報（土砂災害）
【警戒レベル３相当情報［土砂災害］】基準超過

黄（注意）－実況又は２時間後までの予想で大雨注意報
【警戒レベル２相当情報［土砂災害］】基準超過

（３）土砂災害の前兆現象

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	○渓流付近の斜面が崩れだす。 ○落石が生じる。	○がけに割れ目が見える。 ○がけから小石がパラパラと落ちる。 ○斜面がはらみだす。	○地面にひび割れができる。 ○地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする。
	水	○川の水が異常に濁る。 ○雨が降り続いているのに川の水位が下がる。 ○土砂の流出	○表面流が生じる。 ○がけから水が噴出する。 ○湧水が濁りだす。	○沢や井戸の水が濁る。 ○斜面から水が噴き出す。 ○池や沼の水かさが急減する。
	樹木	○濁水に流木が混じりだす。	○樹木が傾く。	○樹木が傾く。
	その他	○渓流内の火花		○家や擁壁に亀裂が入る。 ○擁壁や電柱が傾く。
聴　覚		○地鳴りがする。 ○山鳴りがする。 ○転石のぶつかり合う音	○樹木の根が切れる音がする。 ○樹木の揺れる音がする。 ○地鳴りがする。	○樹木の根が切れる音がする。
嗅　覚		○腐った土の臭いがする。		

（注）　上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

また、前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、直ちに避難行動をとるべきである。

５　避難情報の発令・解除基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。

区　　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル３】 高齢者等避難	①　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）なった場合	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤)」（警戒レベル３相当情報［土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	②　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	③　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
【警戒レベル４】 避難指示	①　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合	土砂災害危険度情報において「危険（紫)」（警戒レベル４相当情報［土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	②　土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合	
	③　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	④　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近･通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
	⑤　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 （土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
	※夜間・未明であっても、発令基準例１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。	

【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １　大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合 ２　土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）となった場合 （災害発生を確認） ３　土砂災害が発生した場合	土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
解　除	避難情報の避難の解除基準は土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。	

（注）１　重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。

２　想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

３　土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。

４　立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル３高齢者等避難を発令する（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報［土砂災害］】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報［土砂災害］】に切り替える可能性が言及されている場合）

※　避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

６　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害対策基本法第５６条第２項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害対策基本法第６０条第３項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	**命の危険、直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

7　避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文の例

■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！）
■ こちらは、礼文町役場です。
■ 土砂災害が発生するおそれがあるため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。
■ ●●地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
■ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
■ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。
■ 状況に応じて、①暗くならないうちに②風が強くならないうちに③雨が強くならないうち

(2) 【警戒レベル４】避難指示の伝達文の例

■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！）
■ こちらは、礼文町役場です。
■ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。
■ ●●地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください
■ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※

(3) ［警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害発生が切迫している状況）
■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル５！警戒レベル５！）
■ こちらは、礼文町役場です。
■ 礼文町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、●●地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）
■ 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
■ こちらは、礼文町役場）です。
■ ●●地区で土砂災害が発生したため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

※　警戒レベル５緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル４避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

〈留意事項〉

・　避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避ける。
・　避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
・　警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

(4)　緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

礼文町：警戒レベル４避難指示
00／00　00:00
地区：△△地区
避難場所：●●小学校、●●会館
理由：土砂災害発生のおそれ
備考：●●地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

別添
○土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧

【 高潮災害編 】

1　避難情報の発令対象とする高潮災害

■　対象（立退き避難が必要な災害の事象）】

① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。

② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

2　避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

避難情報の発令対象区域は、高潮発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする次に掲げる区域（対象建物）を対象とする。

このうち、本町において、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立ち退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

① 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が隣接家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防等に隣接する家屋）等

② 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲

- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね 0.5ｍを超える区域の平屋家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね３ｍを超える区域の２階建て家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする。）
- 建物の地下部分（地下で工事等の作業を行っている場合も含む。）

３　避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/
府県気象情報		警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区気象台及び地方気象台、測候所で適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫
暴風警報		暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ https://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫
暴風特別警報		暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ ≪気象庁ホームページ≫
高潮注意報		高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 （警戒レベル２）	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ ≪気象庁ホームページ≫
高潮警報		高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ ≪気象庁ホームページ≫
高潮特別警報		高潮により重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ ≪気象庁ホームページ≫
潮位観測情報		３日間（昨日・今日・明日）又は１日毎の潮位の実況（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示したものが５分又は10分毎に更新される。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供ｾﾝﾀｰ(国土交通省)≫ https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

４　避難情報の発令・解除基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。

区　　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象地区
【警戒レベル３】 高齢者等避難	① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ③ 警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	町全域※
【警戒レベル４】 避難指示	① 高潮警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が発表された場合 ② 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） ① 海岸堤防等の倒壊の恐れがある場合 ② 潮位の上昇により、浸水が発生したと推測される場合 （災害発生を確認） ③ 海岸堤防等が倒壊した場合 ④ 異常な越波・越流が発生した場合	
解　除	① 高潮警報（警戒レベル４相当情報〔高潮〕）が解除された場合 ② 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階	

※　ただし、その時の気象条件、海岸等の状況により、対象地区を指定して発令する場合がある。

※　避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

５　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害対策基本法第５６条第２項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害対策基本法第６０条第３項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	**命の危険、直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

６　避難情報の伝達文

(1)【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文の例

■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！）
■ こちらは、礼文町役場です。
■ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、町内（△△地区）に対し、警戒レベル３高齢者等避難を発令しました。
■ 浸水のおそれがある区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
■ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※1
■ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
■ 特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
■ 今後,台風の接近により暴風となることが見込まれるため,その前に避難してください※2

(2)【警戒レベル４】避難指示の伝達文の例

■ 緊急放送、！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！）
■ こちらは、礼文町役場です。
■ 町内（△△地区）に対し、警戒レベル４避難指示を発令しました。
■ 浸水のおそれがある区域にいる方は避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
■ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
■ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※3
■ 今後台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

(3)【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文の例

（高潮氾濫が切迫している状況）
■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル５！警戒レベル５！）
■ こちらは、礼文町役場です。
■ まもなく高潮氾濫が発生するため、町内（△△地区）に対し、警戒レベル５緊急安全確保を発令しました。
■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（高潮氾濫発生を確認した状況）
■ 緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）
■ こちらは、礼文町役場です。
■ 高潮氾濫が発生したため、町内（△△地区）に対し、警戒レベル５緊急安全確保を発令しました。（注）
■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める

※１　この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

①自宅・施設等が高潮時の越波や浸水により流出するおそれのある区域に存していないこと

②自宅・施設等に浸水しない居室があること

③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること

※２　暴風が予想される場合に伝達する。

※３　警戒レベル５緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル４避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

（注）災害切迫時に警戒レベル５緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えらえる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4)　緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

礼文町：警戒レベル４避難指示
●●／●●　●●：●●
地区：町内（△△地区）
避難場所：指定緊急避難場所（●●小学校、●●会館）
理由：高潮のおそれ
備考：町内（△△地区）で浸水のおそれのあるお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。　　詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

【 津波災害編 】

1　避難指示の発令対象とする津波災害

■　対象（立退き避難が必要な災害の事象）

① 大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合

② 最大クラスの津波があった場合の想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき、道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）において強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れがあった場合

2　避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難指示の対象となる区域は、別添「礼文町　津波ハザードマップ」において、津波浸水想定予測範囲内とする。また、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性もあり、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。

※「礼文町ハザードマップ」は、津波災害の発生や被害の範囲を決定するものではなく、津波浸水区域の範囲外でも、津波の浸水が発生する場合がありますので、ご注意ください。

① 大津波警報の発表時
- 最大クラスの津波により浸水が想定される区域で、本町においては津波浸水想定予測範囲内とする。
- ただし、津波の浸水範囲は浸水想定の精度に限界があることから、この区域内より内陸側であっても、立退き避難を考慮する。

② 津波警報の発表時
- 津波の高さが高いところで３ｍと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ただし、津波の高さは、予想される高さ３ｍより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する。

③ 津波注意報の発表時
- 津波の高さが高いところで１ｍと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ただし、津波の高さは、予想される高さ１ｍより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する。
- 海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする。

（注）※津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との差

３　避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令対象となるのは、「２　避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。

４　避難指示の発令を判断するための情報

地震の発生から、３分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは５つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード８を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される 津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m＜予想高さ	10m超	巨大
	５m＜予想高さ≦10m	10m	
	３m＜予想高さ≦５m	５m	
津波警報	１m＜予想高さ≦３m	３m	高い
津波注意報	0.2m＜予想高さ≦1m	１m	（表記しない）

５　避難指示の発令・解除基準

避難指示の発令・解除基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示を発令する。

なお、津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

区分	基 準 （次のいずれかに該当した場合に発令する。）	避難指示の発令対象区域
避難指示	① 大津波警報が発表された場合 ② 津波警報が発表された場合	別添「礼文町ハザードマップ」における津波浸水想定予測範囲内全域
	③ 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
	④ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない①～③に該当する区域
解　除	避難指示の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本して解除する。ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。	

（注）　１　津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が 1.5～2.0ｍであっても、木造家屋の倒壊・流失が約３割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることを考慮する。

２　遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

６　避難指示により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　　分	根拠法令	立退き避難が必要な 居住者等に求める行動
避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。

※　災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない

※　震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

7　避難情報の伝達文

(1) 避難指示の伝達文の例【大津波警報、津波警報が発表された場合】

■ 緊急放送！緊急放送！※
■ こちらは、礼文町役場です。
■ 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、「避難指示」を発令しました。
■ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(2) 避難指示の伝達文の例【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】

■ 緊急放送！緊急放送！※
■ こちらは、礼文町です。
■ 強い揺れの地震がありました。
■ 津波の可能性があるため、「避難指示」を発令しました。
■ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(3) 避難指示の伝達文の例【津波注意報が発表された場合】

■ 緊急放送！緊急放送！※
■ こちらは、礼文町です。
■ 津波注意報が発表されたため、「避難指示」を発令しました。
■ 海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(4) 緊急速報メールの文例【避難指示（大津波警報）・北海道防災情報ｼｽﾃﾑを使用した場合】

礼文町：避難指示
00／00 00:00
地　　区：町全域
避難場所：指定緊急避難場所
理　　由：大津波警報発表
備　　考：沿海部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください
　　詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

【 参考資料 】

1　土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧

■　急傾斜地崩壊危険箇所及びこれに類する箇所

No.	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		人家等の有無
			警戒区域（ｲｴﾛｰｿﾞｰﾝ）	特別警戒区域（ﾚｯﾄﾞｿﾞｰﾝ）	
1	Ⅰ-6-83-2418	礼文元地 1	○	○	有
2	Ⅰ-6-84-2419	礼文元地 2	○	○	有
3	Ⅰ-6-85-2420	礼文元地 3	○	○	有
4	Ⅰ-6-86-2421	礼文元地 4	○	○	有
5	Ⅰ-6-87-2422	礼文元地 5	○	○	有
6	Ⅰ-6-88-2423	礼文元地 6	○	○	有
7	Ⅰ-6-89-2424	礼文宇遠内 1	○	○	有
8	Ⅰ-6-90-2425	礼文宇遠内 2	○	○	有
9	Ⅰ-6-91-2426	礼文宇遠内 3	○	○	無
10	Ⅰ-6-92-2427	礼文宇遠内 4	○	○	無
11	Ⅰ-6-93-2428	礼文西上泊 1(1)	○	○	有
12	Ⅰ-6-94-2429	礼文西上泊 2(1)	○	○	有
13	Ⅰ-6-95-2430	礼文鉄府 1	○	○	有
14	Ⅰ-6-96-2431	礼文鉄府 2	○	○	有
15	Ⅰ-6-97-2432	礼文鉄府 3	○	○	有
16	Ⅰ-6-98-2433	礼文須古頓 1	○	○	有
17	Ⅰ-6-99-2434	礼文白浜 1	○	○	有
18	Ⅰ-6-100-2435	礼文江戸屋 1	○	○	有
19	Ⅰ-6-101-2436	礼文江戸屋 2	○	○	有
20	Ⅰ-6-102-2437	礼文江戸屋 3	○	○	有
21	Ⅰ-6-103-2438	礼文浜中 1	○	○	有
22	Ⅰ-6-104-2439	礼文浜中 2	○	○	有
23	Ⅰ-6-105-2440	礼文浜中 3	○	○	有
24	Ⅰ-6-106-2441	礼文浜中 4	○	－	有
25	Ⅰ-6-107-2442	礼文浜中 5	○	○	有
26	Ⅰ-6-108-2443	礼文浜中 6	○	○	有
27	Ⅰ-6-109-2444	礼文大備 1	○	○	有
28	Ⅰ-6-110-2445	礼文大備 2	○	○	有
29	Ⅰ-6-111-2446	礼文大備 3	○	○	有
30	Ⅰ-6-112-2447	礼文大備 4	○	○	有
31	Ⅰ-6-113-2448	礼文大備 5	○	○	有
32	Ⅰ-6-114-2449	礼文大備 6	○	○	有
33	Ⅰ-6-115-2450	礼文大備 7	○	○	有
34	Ⅰ-6-116-2451	礼文大備 8	○	○	有
35	Ⅰ-6-117-2452	礼文五番地 1	○	○	有
36	Ⅰ-6-118-2453	礼文五番地 2	○	○	有
37	Ⅰ-6-119-2454	礼文五番地 3	○	○	有
38	Ⅰ-6-120-2455	礼文幌泊 1	○	○	有
39	Ⅰ-6-121-2456	礼文幌泊 2	○	○	有

No.	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		人家等の有無
			警戒区域（ｲｴﾛｰｿﾞｰﾝ）	特別警戒区域（ﾚｯﾄﾞｿﾞｰﾝ）	
40	Ⅰ-6-122-2457	礼文高山 1	○	○	有
41	Ⅰ-6-123-2458	礼文高山 2	○	○	有
42	Ⅰ-6-124-2459	礼文上泊 1	○	○	有
43	Ⅰ-6-125-2460	礼文上泊 2	○	○	有
44	Ⅰ-6-126-2461	礼文上泊 3	○	○	有
45	Ⅰ-6-127-2462	礼文上泊 4	○	○	有
46	Ⅰ-6-128-2463	礼文赤岩 1	○	○	有
47	Ⅰ-6-129-2464	礼文赤岩 2	○	○	有
48	Ⅰ-6-130-2465	礼文赤岩 3	○	○	有
49	Ⅰ-6-131-2466	礼文赤岩 4	○	○	有
50	Ⅰ-6-132-2467	礼文内路 1	○	○	有
51	Ⅰ-6-133-2468	礼文内路 2	○	○	有
52	Ⅰ-6-134-2469	礼文内路 3	○	○	有
53	Ⅰ-6-135-2470	礼文起登臼 1	○	○	有
54	Ⅰ-6-136-2471	礼文起登臼 2	○	○	有
55	Ⅰ-6-137-2472	礼文起登臼 3	○	○	有
56	Ⅰ-6-138-2473	礼文香深井 1	○	○	有
57	Ⅰ-6-139-2474	礼文香深井 2	○	○	有
58	Ⅰ-6-140-2475	礼文香深井 3	○	○	有
59	Ⅰ-6-141-2476	礼文香深井 4	○	○	有
60	Ⅰ-6-142-2477	礼文手然 1	○	○	有
61	Ⅰ-6-143-2478	礼文手然 2	○	○	有
62	Ⅰ-6-144-2479	礼文手然 3	○	○	有
63	Ⅰ-6-145-2480	礼文入舟・会所前・津軽町	○	○	有
64	Ⅰ-6-146-2481	礼文入船 1	○	○	有
65	Ⅰ-6-147-2482	礼文入船 2	○	○	有
66	Ⅰ-6-148-2483	礼文尺忍 1	○	○	有
67	Ⅰ-6-149-2484	礼文尺忍 2	○	○	有
68	Ⅰ-6-150-2485	礼文尺忍 3	○	○	有
69	Ⅰ-6-151-2486	礼文尺忍 4	○	○	有
70	Ⅰ-6-152-2487	礼文尺忍 5	○	○	有
71	Ⅰ-6-153-2488	礼文差閉	○	○	有
72	Ⅰ-6-154-2489	礼文奮部 1	○	○	有
73	Ⅰ-6-155-2490	礼文奮部 2	○	○	有
74	Ⅰ-6-156-2491	礼文奮部 3	○	○	有
75	Ⅰ-6-157-2492	礼文知床 1	○	○	有
76	Ⅰ-6-158-2493	礼文知床 2	○	○	有
77	Ⅰ-6-159-2494	礼文知床 3	○	○	有
78	Ⅰ-6-180-3136	礼文高山 3	○	－	有
79	Ⅱ-6-47-1772	礼文元地 7	○	○	有
80	Ⅱ-6-48-1773	礼文元地 8	○	○	有
81	Ⅱ-6-49-1774	礼文元地 9	○	○	有
82	Ⅱ-6-50-1775	礼文西上泊 1(2)	○	○	有
83	Ⅱ-6-51-1776	礼文西上泊 2(2)	○	○	有

No.	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		人家等の有無
			警戒区域（ｲｴﾛｰｿﾞｰﾝ）	特別警戒区域（ﾚｯﾄﾞｿﾞｰﾝ）	
84	Ⅱ-6-52-1777	礼文鉄府 4	○	○	無
85	Ⅱ-6-53-1778	礼文鮑古丹 1	○	○	有
86	Ⅱ-6-54-1779	礼文鮑古丹 2	○	○	有
87	Ⅱ-6-55-1780	礼文鮑古丹 3	○	○	有
88	Ⅱ-6-56-1781	礼文須古頓 2	○	○	有
89	Ⅱ-6-57-1782	礼文江戸屋 5	○	○	無
90	Ⅱ-6-58-1783	礼文江戸屋 6	○	○	有
91	Ⅱ-6-59-1784	礼文浜中 7	○	○	有
92	Ⅱ-6-60-1785	礼文浜中 8	○	○	有
93	Ⅱ-6-61-1786	礼文浜中 9	○	○	有
94	Ⅱ-6-62-1787	礼文大備 10	○	○	無
95	Ⅱ-6-63-1788	礼文大備 11	○	○	有
96	Ⅱ-6-64-1789	礼文幌泊 5	○	○	有
97	Ⅱ-6-65-1790	礼文幌泊 7	○	○	有
98	Ⅱ-6-66-1791	礼文高山 4	○	○	有
99	Ⅱ-6-67-1792	礼文高山 5	○	○	有
100	Ⅱ-6-68-1793	礼文高山 6	○	○	有
101	Ⅱ-6-69-1794	礼文高山 7	○	○	無
102	Ⅱ-6-70-1795	礼文高山 8	○	○	有
103	Ⅱ-6-71-1796	礼文高山 9	○	○	有
104	Ⅱ-6-72-1797	礼文高山 10	○	○	無
105	Ⅱ-6-73-1798	礼文高山 11	○	○	有
106	Ⅱ-6-74-1799	礼文高山 12	○	○	有
107	Ⅱ-6-75-1800	礼文高山 13	○	－	有
108	Ⅱ-6-76-1801	礼文高山 14	○	○	有
109	Ⅱ-6-77-1802	礼文上泊 5	○	○	有
110	Ⅱ-6-78-1803	礼文上泊 6	○	○	有
111	Ⅱ-6-79-1804	礼文上泊 7	○	○	有
112	Ⅱ-6-80-1805	礼文上泊 8	○	○	有
113	Ⅱ-6-81-1806	礼文上泊 9	○	○	無
114	Ⅱ-6-82-1807	礼文上泊 10	○	○	有
115	Ⅱ-6-83-1808	礼文上泊 11	○	○	有
116	Ⅱ-6-84-1809	礼文上泊 12	○	○	有
117	Ⅱ-6-85-1810	礼文上泊 13	○	○	有
118	Ⅱ-6-86-1811	礼文上泊 14	○	○	有
119	Ⅱ-6-87-1812	礼文上泊 15	○	○	無
120	Ⅱ-6-88-1813	礼文赤岩 5	○	○	有
121	Ⅱ-6-89-1814	礼文赤岩 6	○	○	有
122	Ⅱ-6-90-1815	礼文赤岩 7	○	○	有
123	Ⅱ-6-91-1816	礼文赤岩 8	○	○	有
124	Ⅱ-6-92-1817	礼文赤岩 9	○	○	有
125	Ⅱ-6-93-1818	礼文赤岩 10	○	○	有
126	Ⅱ-6-94-1819	礼文赤岩 11	○	○	有
127	Ⅱ-6-95-1820	礼文赤岩 12	○	○	有

No.	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		人家等の有無
			警戒区域（ｲｴﾛｰｿﾞｰﾝ）	特別警戒区域（ﾚｯﾄﾞｿﾞｰﾝ）	
128	Ⅱ-6-96-1821	礼文赤岩 13	○	○	有
129	Ⅱ-6-97-1822	礼文内路 4	○	○	有
130	Ⅱ-6-98-1823	礼文内路 5	○	○	有
131	Ⅱ-6-99-1824	礼文内路 6	○	○	有
132	Ⅱ-6-100-1825	礼文内路 7	○	○	有
133	Ⅱ-6-101-1826	礼文内路 8	○	○	有
134	Ⅱ-6-102-1827	礼文起登臼 4	○	○	無
135	Ⅱ-6-103-1828	礼文起登臼 5	○	○	有
136	Ⅱ-6-104-1829	礼文起登臼 6	○	○	無
137	Ⅱ-6-105-1830	礼文起登臼 7	○	○	無
138	Ⅱ-6-106-1831	礼文起登臼 8	○	○	無
139	Ⅱ-6-107-1832	礼文起登臼 9	○	○	有
140	Ⅱ-6-108-1833	礼文起登臼 10	○	○	有
141	Ⅱ-6-109-1834	礼文香深井 5	○	○	有
142	Ⅱ-6-110-1835	礼文香深井 6	○	○	有
143	Ⅱ-6-111-1836	礼文香深井 7	○	○	有
144	Ⅱ-6-112-1837	礼文香深井 9	○	○	有
145	Ⅱ-6-113-1838	礼文香深井 10	○	○	有
146	Ⅱ-6-114-1839	礼文手然 4	○	○	有
147	Ⅱ-6-115-1840	礼文手然 5	○	○	有
148	Ⅱ-6-116-1841	礼文尺忍 6	○	○	有
149	Ⅱ-6-117-1842	礼文尺忍 7	○	○	有
150	Ⅱ-6-118-1843	礼文尺忍 8	○	○	有
151	Ⅱ-6-119-1844	礼文知床 4	○	○	有
152	Ⅱ-6-120-1845	礼文知床 5	○	○	有
153	Ⅱ-6-121-1846	礼文知床 6	○	○	有
154	Ⅱ-6-122-1847	礼文知床 7	○	○	有
155	Ⅱ-6-136-2402	礼文江戸屋 4	○	－	有
156	Ⅱ-6-137-2403	礼文大備 9	○	○	無
157	Ⅱ-6-138-2404	礼文五番地 4	○	○	有
158	Ⅱ-6-139-2405	礼文幌泊 3	○	○	有
159	Ⅱ-6-140-2406	礼文幌泊 4	○	－	有
160	Ⅱ-6-141-2407	礼文幌泊 6	○	－	無
161	Ⅱ-6-142-2408	礼文幌泊 8	○	○	有
162	Ⅱ-6-143-2409	礼文香深井 8	○	○	有
163	Ⅲ-6-17-614	礼文元地 10	○	○	有
164	Ⅲ-6-18-615	礼文鉄府 5	○	○	無
165	Ⅲ-6-19-616	礼文鉄府 6	○	○	有
166	Ⅲ-6-20-617	礼文須古頓 3	○	○	無
167	Ⅲ-6-21-618	礼文須古頓 4	○	○	有
168	Ⅲ-6-22-619	礼文白浜 2	○	○	有
169	Ⅲ-6-24-621	礼文大備 12	○	○	有
170	Ⅲ-6-25-622	礼文大備 13	○	○	無
171	Ⅲ-6-26-623	礼文五番地 5	○	○	有

No.	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		人家等の有無
			警戒区域（ｲｴﾛｰｿﾞｰﾝ）	特別警戒区域（ﾚｯﾄﾞｿﾞｰﾝ）	
172	Ⅲ-6-27-624	礼文五番地 6	○	○	有
173	Ⅲ-6-28-625	礼文高山 15	○	○	無
174	Ⅲ-6-29-626	礼文高山 16	○	○	有
175	Ⅲ-6-30-627	礼文高山 17	○	○	有
176	Ⅲ-6-31-628	礼文高山 18	○	○	無
177	Ⅲ-6-32-629	礼文高山 19	○	○	有
178	Ⅲ-6-33-630	礼文高山 20	○	○	有
179	Ⅲ-6-34-631	礼文高山 21	○	○	有
180	Ⅲ-6-35-632	礼文上泊 16	○	○	有
181	Ⅲ-6-36-633	礼文赤岩 14	○	○	有
182	Ⅲ-6-37-634	礼文起登臼 11	○	○	有
183	Ⅲ-6-38-635	礼文香深井 11	○	○	有
184	Ⅲ-6-39-636	礼文手然 6	○	○	有
185	Ⅲ-6-41-877	礼文幌泊 9	○	○	有

■　土石流危険渓流及びこれに類する箇所

No.	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		人家等の有無
			警戒区域（ｲｴﾛｰｿﾞｰﾝ）	特別警戒区域（ﾚｯﾄﾞｿﾞｰﾝ）	
1	Ⅰ-64-0010	中村川	○	○	有
2	Ⅰ-64-0020	ベッシュ川	○	○	有
3	Ⅰ-64-0030	トンナイ川	○	－	有
4	Ⅰ-64-0040	会所前川	○	－	有
5	Ⅰ-64-0050	竹岡川	○	○	有
6	Ⅰ-64-0060	津軽川	○	○	有
7	Ⅰ-64-0070	石動川	○	○	有
8	Ⅱ-64-0080	無名川	○	○	有
9	Ⅰ-64-0090	手然川	○	○	有
10	Ⅱ-64-0100	西沢川左の沢川	○	○	有
11	Ⅰ-64-0110	香深井川支流川	○	－	有
12	Ⅰ-64-0120	香深井川左の沢川	○	○	有
13	Ⅱ-64-0130	キトウスの沢川	○	○	無
14	Ⅰ-64-0140	キトウス神社の沢川	○	－	有
15	Ⅱ-64-0150	山本川	○	－	有
16	Ⅰ-64-0160	ヨネヤ川	○	-	有
17	Ⅱ-64-0170	上泊学校の沢川	○	-	有
18	Ⅱ-64-0180	大宮沢川	○	-	有
19	Ⅱ-64-0190	今の沢川	○	○	無
20	Ⅰ-64-0200	神社の沢川	○	○	有
21	Ⅰ-64-0210	小沢川	○	○	有
22	Ⅰ-64-0220	船泊二の沢川	○	○	有
23	Ⅰ-64-0230	船泊一の沢川	○	-	有
24	Ⅰ-64-0240	苗圃の沢川	○	－	無
25	Ⅱ-64-0250	オチャラセナイ川	○	－	有

26	Ⅰ-64-0260	ショナイホ川	○	-	有
27	Ⅱ-64-0270	浜中の沢川	○	○	有
28	Ⅱ-64-0280	伏見の沢川	○	○	有
29	Ⅱ-64-0290	梅の沢川	○	○	有
30	Ⅰ-64-0300	ヤンベヤオマナイ川	○	-	有
31	Ⅱ-64-0310	ゴロタ浜の沢川	○	-	無
32	Ⅱ-64-0320	山下の沢川	○	○	無
33	Ⅰ-64-0330	西上泊一の沢川	○	-	有
34	Ⅱ-64-0340	西上泊二の沢川	○	○	有
35	Ⅱ-64-0350	メシコナイ川	○	○	有
36	Ⅱ-64-0360	メシクニ川	○	○	有
37	Ⅰ-64-0370	宇遠内川	○	○	有
38	Ⅰ-64-0380	元地川	○	○	有
39	Ⅰ-64-0390	柳谷川	○	○	有
40	Ⅱ-64-0400	メノウ浜の沢川	○	○	有
41	Ⅰ-64-0410	知床川	○	-	有
42	Ⅱ-64-0420	ラニ川	○	○	有
43	Ⅰ-64-0430	入中の沢川	○	○	有
44	Ⅰ-64-0440	志田川	○	○	有

≪参考≫ 地すべり危険箇所及びこれに類する箇所

No.	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		人家等の有無
			警戒区域（ｲｴﾛｰｿﾞｰﾝ）	特別警戒区域（ﾚｯﾄﾞｿﾞｰﾝ）	
1	6-39-372	元地	○	-	有
2	6-40-373	津軽	○	-	有
3	6-41-374	尺忍	○	-	有
4	6-42-375	差閉	○	-	有
5	6-43-376	白浜	○	-	有
6	6-44-377	浜中	○	-	有
7	6-45-378	手然	○	-	有
8	6-46-480	元地冷水	○	-	有
9	6-47-481	江戸屋	○	-	有
10	〈3〉-6-517-517-0002	桜井地先	○	-	有
11	〈3〉-6-517-517-0003	富士見団地	○	-	有

区　　分	土砂災害警戒区域		
	警戒区域	特別警戒区域	
急傾斜地の崩壊	１８５	１７９	【指定】5年間 平成29年2月28日～ 令和3年3月30日
土石流	４４	３０	
地すべり	１１	０	
計	２４０	２０９	

各区域の詳細については、北海道ホームページ（http:www.pref.hokkaido.jp）「北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒区域等の指定状況」を参照

避難情報の発令判断・伝達マニュアル

平成 30 年　３月　　策定
令和　２年　６月　　改訂
令和　２年 11 月　　改訂
令和　３年　６月　　改訂
令和　５年　３月　　改訂
令和　５年　６月　　改訂
令和　６年　４月　　改訂

礼 文 町